

北海道旭川聾学校

いじめ防止基本方針



平成26年 1 月

(令和 8 年 4 月改定)

【目次】

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
- 2 いじめの理解
 - (1)いじめの定義
 - (2)いじめの内容
 - (3)いじめの認知
 - (4)いじめの要因
 - (5)いじめの解消
 - (6)いじめの重大事態

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

- 1 学校いじめ対策組織の設置
 - (1)学校いじめ対策組織の構成
 - (2)学校いじめ対策組織の役割
- 2 いじめ防止の取組
 - (1)いじめについての共通理解
 - (2)いじめに向かわない態度・能力の育成
 - (3)いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - (4)自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実
 - (5)児童生徒自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実
- 3 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知
 - (1)いじめの兆候の早期発見
 - (2)いじめの積極的な認知
- 4 いじめへの対処
 - (1)いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - (2)いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援
 - (3)いじめを行った児童生徒への指導及び保護者への助言
 - (4)いじめが起きた集団への働きかけ
 - (5)性に関わる事案への対応
 - (6)関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応
- 5 いじめの解消
 - (1)いじめが「解消している」状態
 - (2)観察の継続
- 6 重大事態への対応
- 7 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携
- 8 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携
- 9 早期発見・事案対処マニュアル
- 10 学校いじめ防止プログラム

第3章 関係資料

- 1 児童相談事前調査用紙（小学部）
- 2 生徒相談事前調査用紙（中学部）
- 3 寄宿舎生相談事前調査用紙（寄宿舎）
- 4 情報共有シート
- 5 心と身体のチェックリスト
- 6 いじめのサイン発見シート
- 7 健康観察フォーム
- 8 相談窓口一覧
- 9 いじめ相談LINE

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、道と市町村及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な基本的な考え方対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

○ いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例第3条】

条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

○ 基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはなりません。児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努めます。

また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消するよう努めます。

児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義【条例第2条】

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめの認知

いじめか否かは組織で判断し、その判断は定義に基づいたものであり、「悪質性が高い」、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」等は加味することなく、積極的に認知していきます。

(4) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(5) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。組織内に「いじめ対策推進リーダー」を配置し、教頭といじめ対策推進リーダー（生徒指導主事）が「報告窓口」となり、いつでも相談を受けられるようにするとともに、「集約担当」はその後の対応をコーディネートします。

いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施、地域住民の代表として学校運営協議会などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を依頼し、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

学校いじめ対策組織	
いじめ防止対策委員会 ＜常時＞	○教頭（集約担当）※報告窓口 ○生徒指導主事（いじめ対策推進リーダー）※報告窓口 ○生活指導部員 ○寮務主任
その他の委員 ＜状況に応じて＞	◎学校長 ○特別支援教育コーディネーター ○養護教諭 ○学校運営協議会委員 ○保護者 ○児童生徒 ○学級担任 ○学部主事 ○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー ○スクールサポーター ○道徳教育推進教諭 ○ICT教育推進部長

(2) 学校いじめ対策組織の役割

ア 未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に向けて、月1回以上の対策組織会議を開催
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- ・学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管
- ・本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

2 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

イ いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童生徒向け「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒

の社会性をはぐくむ取組を進めます。

イ 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育プログラムの充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。

ウ 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。

イ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

ア 教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童に提供し、児童生徒の自己有用感を高めるよう努めます。

イ 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

ウ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小学部・中学部及び寄宿舎間で連携した取組を進めます。

(5) 児童生徒自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

ア 児童生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会中心に進めます。

イ 児童会・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

ウ 児童生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

3 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。学校は、いじめの早期発見のために、次の取組を進めます。

(1) いじめの兆候の早期発見

ア 日常の観察やふれあい活動の観察、定期的なアンケート調査、児童相談、生徒相談及び寄宿舎生相談における事前調査、「心と体のチェックリスト」・「いじめのサイン発見シート」の活用及びきめ細かい教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

イ 児童生徒や保護者に保健室（養護教諭）での相談や関係機関等の電話相談・SNS相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

ウ 児童生徒の心身の状態を把握するため、Googleフォームを活用した「健康観察」を定期的実施し、児童生徒が発信するSOSを早期に発見できるよう努めます。

(2) いじめの積極的な認知

ア 定期的に学部ごとに交流会を開催して児童生徒について情報共有をし、集約した情報をいじめ対策チームで検討を行い、ささいな兆候であってもいじめを軽視することなく積極的に認知します。

イ 定期的に寄宿舎会議にて寄宿舎生について情報共有をし、集約した情報を学部及び学級担任と交流するとともに、内容に応じていじめ対策チームで検討を行い積極的に認知します。

4 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保します。日常の観察や「健康観察」、「心と体のチェックリスト」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ウ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

- ア いじめられた児童生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ いじめられた児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保します。
- ウ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど、外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童生徒への指導及び保護者への助言

- ア いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- イ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ 学級や学部全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ア 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- イ 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ウ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察などの関係機関との連携を図ります。
- エ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促します。

5 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態（解消の2要件）

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- いじめられた児童生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- いじめられた児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

※いじめ被害の重大性等から更に長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、長期の期間を設定する。

(2) 観察の継続

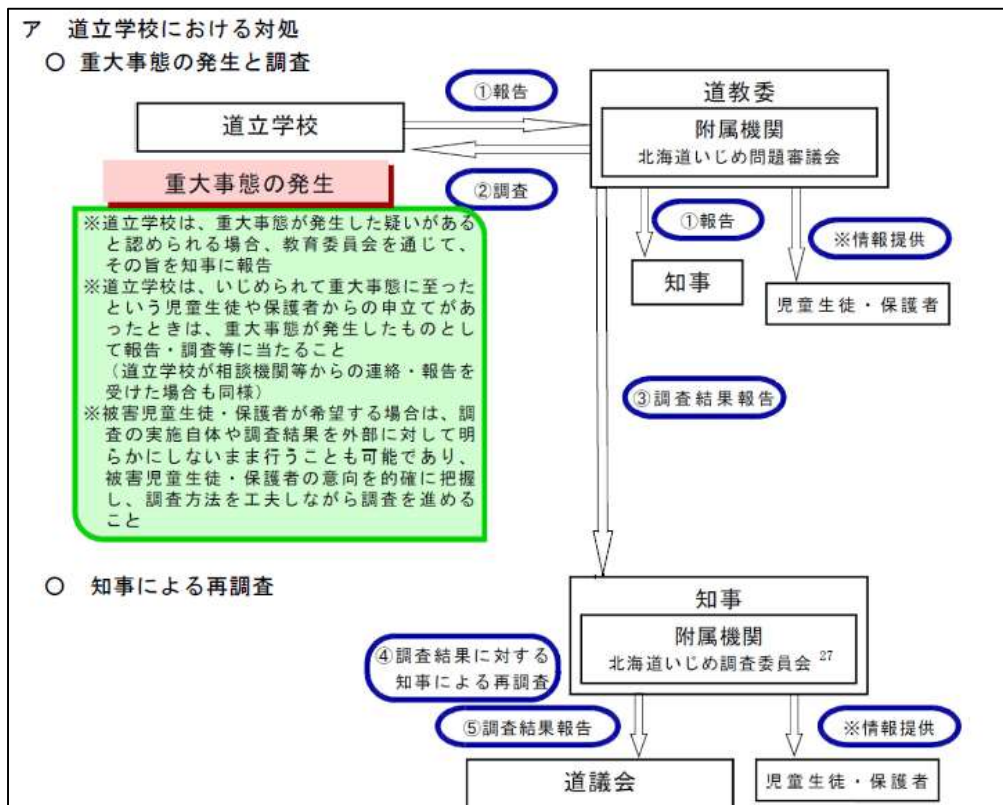
ア いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「心と体のチェックリスト」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

イ いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

6 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに北海道教育委員会に報告します。
- (2) 北海道教育委員会が学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- (3) 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- (4) 調査の進捗状況および調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適宜適切な方法で情報を提供します。



7 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などへの参画を得て進めるよう努めます。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- (3) 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

8 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- (1) 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

1 いじめの把握・報告

①いじめの把握

- 学級担任
- いじめを受けた児童生徒及び保護者
- 児童生徒いじめアンケート、健康調査及び教育相談
- 養護教諭及び学級担任以外の教職員
- いじめを見た児童生徒及び保護者
- 学校以外の関係機関や地域住民 他

②いじめの報告

把握者→学級担任等（学部主事）→生徒指導主事→教頭→校長



2 いじめ防止対策委員会の開催

○事実確認及び指導方針等の決定

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 役割分担の決定
- 全教職員による共通理解
- 関係機関との連携の検討



3 いじめ防止対策委員会による対処

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請による心のケア
- 関係機関との連携（上川教育局、警察、こども総合相談センター、旭川児童相談所）

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ・いじめ解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許さない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 ・不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ・自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ・今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ・保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた 生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

4 いじめ防止対策委員会による解消の判断



5 再発防止に向けた取組

①原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

②学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等

③教育内容及び指導方法の改善・充実

- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の 一層の充実
- 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

④家庭、地域との連携強化

- 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月
教職員	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議
	○把握者から報告のあったいじめの事案（疑いも含む）について、いじめ認知の有無、対処及び解消の検討 ○ネットパトロール（毎月実施）		
	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定及び学校Webページでの公開 児童生徒、保護者への説明内容の検討 校内研修（1）の内容の検討及び準備、運営 ○校内研修（1） <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の内容の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に関する児童生徒会企画の計画及び運営 第1回いじめアンケートの実施方法の確認 ○教育相談 <ul style="list-style-type: none"> 第1回教育相談週間の計画 ○生活リズムに関するアンケートの計画	<ul style="list-style-type: none"> 第1回いじめアンケートの集計及び分析 ○教育相談 <ul style="list-style-type: none"> 第1回教育相談の実施、集計及び分析 ○生活リズムに関するアンケートの実施
児童生徒	○学習及び生活の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> 学習の決まり指導 生活の決まり、心得指導 ○旭川聾学校いじめ防止基本方針の説明及びいじめ防止の学習	○児童生徒会 <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒会による、いじめに関する内容の計画 	○第1回いじめアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの回答 ○第1回教育相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒会 いじめ防止に関する企画の運営
	○いじめ相談窓口の周知（子どもホットライン、子ども相談支援センター、SNSカード等） ○健康観察アンケートの回答（月1回）		
家庭・地域	○全校参観日 <ul style="list-style-type: none"> 全体会及び学部懇談で保護者にいじめ防止基本方針の説明 ○後援会役員会 <ul style="list-style-type: none"> 後援会役員にいじめ防止基本方針の説明 	○学校だより <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の説明 	○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> 運営協議委員にいじめ防止基本方針及び本校の状況の説明 ○生活リズムに関するアンケートの回答
	○いじめに関わる情報収集		

	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議
	○把握者から報告のあったいじめの事案（疑いも含む）について、いじめ認知の有無、対処及び解消の検討 ○ネットパトロール（毎月実施）		
	<ul style="list-style-type: none"> 1学期の取組の点検・評価 2学期の重点の検討 ○校内研修（2） <ul style="list-style-type: none"> 夏季休業に向けた生活指導についての共通理解 	○校内研修（3） <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の内容の理解と対応 	○教育相談 <ul style="list-style-type: none"> 教育相談の実施、集計及び分析 ○校内研修（4） <ul style="list-style-type: none"> 非行防止教室の計画準備
児童生徒	○学習及び生活の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> 学習の決まり指導 生活の決まり、心得指導 SNSのマナー 	○教育相談 <ul style="list-style-type: none"> 長期休業明けの体調や心の状態について、健康観察アンケートを使用しながら実施 	○いじめの理解を深める学習 <ul style="list-style-type: none"> 道徳科を活用した取組
	○いじめ相談窓口の周知（子どもホットライン、子ども総合相談センター、SNSカード等） ○健康観察アンケートの回答（月1回）		
家庭・地域	○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> 全校参観日、個人懇談等 夏季休業中の生活 ○生活リズムに関するアンケート分析結果の公表	○学校だよりの配付	○地域参観日 <ul style="list-style-type: none"> 来校された一般の方に向け、いじめ防止に係る本校の状況を公開
	○いじめに関わる情報収集		

	10月	11月	12月
教職員	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議
	○把握者から報告のあったいじめの事案（疑いも含む）について、いじめ認知の有無、対処及び解消の検討 ○ネットパトロール（毎月実施）		
	・第2回いじめアンケートの実施方法の確認 ○教育相談 ・第2回教育相談週間の計画 ○生活リズムに関するアンケートの計画	・第2回いじめアンケートの集計及び分析 ○教育相談 ・第2回教育相談の実施、集計及び分析 ○生活リズムに関するアンケートの実施	○校内研修(5) ・冬季休業に向けた生活指導についての共通理解
児童生徒	○児童生徒会 ・児童生徒会によるいじめ防止に関する内容の計画 ○旭川聾学校いじめ防止基本方針の説明及びいじめ防止の学習	○第2回いじめアンケート調査 ・いじめアンケートの回答 ○第2回教育相談の実施 ○児童生徒会 ・いじめ防止に関する企画の運営	○学習及び生活の基礎づくり ・学習の決まり指導 ・生活の決まり、心得指導 ・SNSのマナー
	○いじめ相談窓口の周知（子どもホットライン、子ども総合相談センター、SNSカード等） ○健康観察アンケートの回答（月1回）		
家庭・地域	○学校だよりの配付 ○個人懇談の実施	○生活リズムに関するアンケートの回答 ○学校運営協議会 ・運営協議委員にいじめ防止基本方針及び本校の状況の説明	○2学期の取組の状況等についての公表 ・全校参観日、学部懇談等 ・冬季休業中の生活 ○生活リズムに関するアンケート分析結果の公表
	○いじめに関わる情報収集		

	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議
	○把握者から報告のあったいじめの事案（疑いも含む）について、いじめ認知の有無、対処及び解消の検討 ○ネットパトロール（毎月実施）		
	・1年間の取組についての点検・評価	・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ○教育相談	・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成
児童生徒	○教育相談 ・長期休業明けの体調や心の状態について、健康観察アンケートを使用しながら実施	○児童生徒会 ・旭川聾学校いじめ防止基本方針に係る意見聴取	○学習及び生活の基礎づくり ・学習の決まり指導 ・生活の決まり、心得指導 ・SNSのマナー
	○いじめ相談窓口の周知（子どもホットライン、子ども総合相談センター、SNSカード等） ○健康観察アンケートの回答（月1回）		
家庭・地域	○学校だよりの配付	○学校運営協議会 ・運営協議委員に1年間の取組状況の説明及びいじめ防止基本方針の改訂に係る協議	○3学期の取組の状況等についての公表 ・全校参観日、PTA役員会等 ・年度末、年度始休業中の生活
	○いじめに関わる情報収集		